

少年法

1、はじめに

神戸で数か月にわたり小学生が連続で殺害された事件が発生しました。小学校前には殺害された男児の生首と口の中には「酒鬼薔薇」という名の声明文が入れられて放置されているのが発見されました。神戸連続児童殺傷事件、通称「酒鬼薔薇」事件は、その残虐性によって当時日本を震撼させました。そして加害者少年が当時14歳だったことはさらに衝撃を与えました。加害者少年は連続殺害を行ったのにもかかわらず少年法適用年齢であるため、少年院送致という結果になりました。そして同程度、またはそれ以上に凶悪な少年犯罪は多く発生しています。しかし全てにおいて少年法が適用され、その被害と比較しても軽い罪が与えられ続けました。少年法は本当に正しいのか。そんな主張が世間の多数派意見となりつつあるのが現代の日本社会といえるでしょう。

本SPDの目的は、そんな現代社会における少年法の在り方を問い直すことで、加害者少年の保護をなくし、少年法における「厳罰化」を行うべきか否かを考えていただくことです。

2、少年法とは

少年法とは20歳未満の判断能力が未発達な罪を犯した非行少年の健全な育成を目的とした法律となっています。

通常日本において罪を犯した人は被疑者として刑法によって裁判が行われます。しかし法律において20歳未満の「少年」と分類される存在は特別な処分を受けます。

それらの「少年」は社会的な判断能力がまだ発達段階であると考えられています。つまり周囲の人間関係や環境に影響を受けやすい段階であるため教育による更生が期待できます。よって直接刑法で裁くのではなく、原則少年法という法によって裁かれる流れとなっています。そのため刑法と比べて、罰則等よりも教育を重視しています。その結果通常の刑法では刑務所への収監や罰金などに問われる罪であっても、児童相談所や少年院における再教育という措置が取られます。

3、少年法の現状

少年法の現状について、議論に必要であると考えられる基本部分を説明したいと思います。

・抑止力

現在、少年非行の裁判のほとんどは家庭裁判所で行われています。具体的には少年犯罪判決のおよそ90%が家庭裁判所での少年院送致・保護観察・不処分であり、検察送致によるものは10%以下となっています。家庭裁判所における少年犯罪の審議は未成年者を非行から立ち直らせることを目的としているため、その審議の判決は加害者に寄ったものとなっています。また凶悪事件と判断されたものは原則逆送処分¹（この判断も家庭裁判所によって行われる）とされますが、ここにおいても少年法の保護主義が適用されています。具体的には、18歳以下の少年犯罪に関して通常の裁判において死刑とされるものは無期懲役、無期懲役は有期懲役になるというように、加害者少年に対して最大限の保護を行います。18歳以上についても死刑の判決はほとんど例がありません。

また少年法において14歳未満の罪を犯した少年、一般に触法少年という区分が存在します。刑事責任年齢が14歳であるため触法少年の行為は犯罪にはなりません。そして児童福祉法上の措置を優先し、殺人等の重大な触法少年であっても児童福祉機関までで裁かれることがほとんどです。



¹ 検察官送致。家裁が刑事処分にすべきだと判断した場合に、少年を検察官に送り返し、少年は成人と同じように刑事裁判を受ける。

- ・被害者と被害者家族への配慮

現在の少年法の理念といえる「少年の健全育成」によって加害者少年の保護を行うことは少なからず、被害者と被害者遺族の負担となってしまっています。少年犯罪被害者の会の声明、被害者遺族による声明をみると、加害者少年の判決の納得ができない場合が多く存在することが分かります。特に被害者が殺されてしまった場合は、その罪の軽さに理不尽を感じ、遺族が少年法の厳罰化を求める動きがあります。

4、論点

現在少年法の厳罰化における議論において、厳罰推進派と厳罰否定派が存在します。ここではその2つの視点からの論点を提示します。

(1) 抑止力

「厳罰推進派」

少年法を厳罰化することはすなわち、少年が罪を犯す直前に躊躇いを生み出すものです。事実少年法が改正して適用年齢範囲の拡大・逆送処分適用下限の引き下げが行われていく中で、少年犯罪の検挙人数は人口比と比較しても確実に減っているといえます。具体的には平成17年から24年の間に12万人から6万人半減しています。つまりこのまま改正を続け厳罰化を促進していくことは少年犯罪の減少に大きな効果をもたらすという考えです。

「厳罰否定派」

少年達は突発的に罪を犯すので厳罰化をただけでは意味はない。少年犯罪の再犯率を見てみると15%であり、これは成人の25%と比べても少ないといえます。これはつまり現在の罪を犯した少年のほとんどすべてが少年院による「教育」という面での処分であるため、再犯率が成人と比べて10%も少なくなっているのだといえます。この状況において少年法の厳罰化、つまりより通常の刑法に近い「教育」をなくした状況にするのは少年犯罪の再犯率を増加させるといえます。そのため少年法の厳罰化は逆効果となります。また少年犯罪は戦後から徐々に減少しています。つまり少年犯罪は少年法改正による厳罰化で減少した訳ではありません。よって厳罰化することに意味はないという考えです。

(2) 被害者遺族の報復感情

「厳罰推進派」

日本の少年法は加害者が「少年」という理由だけで、被害者の感情をないがしろにしている点があります。前述した事件を例に挙げさせてもらいます。1997年の神戸連続児童殺傷事件では、少年院送致という判決になったことにより、被害者遺族から見

れば、まともな裁判もなく罰もないことには納得できないものとなっていました。また 1993 年の山形マツト死事件においては、少年法により一度不起訴処分となり、亡くなった息子がかわいそうであると異を唱えたりしました。このように少年法は被害者・被害者遺族から見れば非常に理不尽で納得いかないものであります。少年法は加害者を保護するものであるが、なによりもまず被害者側の意思を尊重することが優先すべきことであるという考え。

「厳罰否定派」

単純に報復として加害者少年に罰を与えるだけでは、被害者側を心理的に救えるとは言えません。殺人事件遺族のおよそ 75%は「加害者に反省の態度が見えない」事を理由に加害者少年を許すことはできないと回答しています。つまり被害者側に本当に必要であるのは加害者少年に罰を与えることではなく、加害者少年の更生です。ですから加害者少年が罪を自覚出来るように教育を行っていくことが必要であると言えます。だから厳罰化を進めることは被害者側を救うことにはならないという考えです。

5、議論の目的

「少年法の厳罰化を進めるべきか否か」

6、参考文献

- 『少年犯罪と向きあう』(岩波新書) 石井小夜子著
- 『少年法入門 第5版』(有斐閣ブックス) 澤登俊雄著
- 『Q&A 少年非行と少年法』(明石書店) 第一東京弁護士会少年法委員会編
- 『少年法の解説』(一橋出版) 関哲夫著
- 『少年法の理念』(現代人文社) 澤登俊雄/高内寿夫著
- 『子どもの法律入門』(金剛出版) 廣瀬健二
- 『高校生が考える「少年法」』(明石書店) アムネスティ・インターナショナル日本編